

第37回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和5年9月1日（金） 14時30分～16時

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員9名（敬称略）

植村興、會田道彦、安部壮剛、三田一三、瀬戸口敬幸、寺岡由江、濱屋裕美、
林英代、藤木芳博

(2) 事務局6名

安川保健局長、新家保健部長、田原生活衛生課長、中場所長、林係長、奥添技師

4 議事概要

- (1) 令和4年度動物愛護基金収支について
- (2) 令和6年度動物愛護基金活用予算（案）について
- (3) その他

<意見等>

【令和4年度動物愛護基金収支について】

- ・令和4年度の動物愛護基金収支について、まず令和3年度末の基金残高額は2,157万1,199円であった。そこから、令和4年度の寄付受入額等（令和4年4月～令和5年2月の期間）が2,144万5,500円、令和4年度運用収入受入額（令和4年3月～令和5年3月）が3万9,116円、収容室工事執行差金（2月補正）が141万5,000円、令和4年度基金繰入額（使用額）が533万3,621円で、これらを差し引きした令和4年3月末の基金残高額は3,913万7,194円であった。その後、令和4年度の寄付受入額等（令和5年2月～令和5年3月の期間）が495万2,878円。また令和5年5月31日運用収入受入額が506円、令和5年5月基金繰入額（令和5年5月31日振替起票）が45万9,221円で、これらを差し引きした令和4年度末の基金残高額（令和5年6月1日時点基金残高額）は4,363万1,357円であった。（事務局）

- ・令和4年度の動物愛護基金活用事業の繰入額の内訳は、収容動物トリミング費が3,000円、薬資材等購入費が161万5,654円、学校飼育動物用飼料購入が9万3,610円、多頭飼育現場対策費が3万2,092円、災害用普及啓発パンフレット購入費が4万150円、収容施設改修工事設計図面等PDF化費用が4,818円、TNR活動啓発広報費が2万460円、野良猫不妊手術費用助成金が350万970円、野良猫捕獲搬送費用助成金が0円、団体譲渡動物管理支援助成金が37万1,848円、多頭飼育猫不妊手術助成金が2万240円、譲渡会開催支援助成金が9万円、収容動物不妊手術委託料は0円であった。(事務局)
- ・令和3年度繰越の収容施設改修工事関係費は3,257万953円であった。令和3年度に設計委託料が約600万円支出されており、収容施設改修工事関係費のトータルでは約3,800万円であった。そのうち国庫補助対象である収容施設改修工事関係費の半額である1,600万を国庫補助、収容施設改修工事関係費の残りの半額である約1,600万円と国庫補助対象外である設計委託料約600万円を動物愛護基金から支出している。(事務局)
- ・収容犬トリミング費が1頭3,000円は安すぎると思う。動物愛護に関わりたいという業者も値段が安すぎると参加できないので、それで関心が減ってしまうのはとてももったいない。(委員)
- ・昨年の協議会において、収容犬トリミング費が安すぎるという同様の意見があり、収容犬は特に汚れ等があることから、今年度より小型犬5,000円、中型犬10,000円、大型犬15,000円と変更している。その結果、昨年度の協力事業者は一者であったが、今年度は複数者に参加いただいている。(事務局)

【令和6年度動物愛護基金活用予算(案)について】

- ・令和6年度はボランティア活動支援、マイクロチップの普及啓発、防災対策、適正飼養に関する普及啓発について意識し、予算案の編成を行った。(事務局)

保護猫健康管理支援助成金

- ・新規事業案のうち保護猫健康管理支援助成金として625万円。市内の規模の大中小は問わない民間シェルターで飼養されている市内で保護された猫のワクチンや不妊手術やマイクロチップなどの健康管理等の助成するものを想定している。頭数は250頭と算定している。(事務局)
- ・本助成金は、平成30年12月に開催された本協議会の作業部会において、一度協議されたことがあり、当時の会議では、「どこの猫に使われたかわからない」「活動者が保護している猫と活動者自身の飼い猫との線引きが出来ない」「事業の透明性の確保に問題がある」など疑問の声を複数頂戴し、結果として廃案となった経緯がある。(事

務局)

- ・事務局が予算を組む際の想定は250頭で、一部の聞ける範囲の人に聞いて算定したとのことであるが、市内活動団体である自分たちはヒアリングを受けたことがない。全体的に聞いてもらえれば、よりの確な数字を出すことが出来ると思う。(委員)
- ・助成金対象の民間シェルターの定義がわからない。(複数の委員)
- ・助成金対象の民間シェルターについて、10頭以上を飼養しているところは第二種動物取扱業としてセンターは把握しているが、それ以下の1頭や2頭などを飼養しているところの実態は全くわからない。そのため9頭以下の施設については事前に届出をし、センター職員が現地調査をすることになると思う。(事務局)
- ・助成金対象の民間シェルターは10頭以上の第二種動物取扱業に限定してほしい。(委員)
- ・助成金対象の民間シェルターについて、自分たちも預かり保護譲渡をしているが、大規模シェルターでの飼育は感染症のまん延リスクがあると思っている。また例えば40頭飼うとなると、どの猫が下痢をしたかわからないなど、それだけの頭数を適正に飼うことが出来るかというところに自分は疑問を感じている。そのため、大規模飼育ではなく、動物福祉の観点からリスクヘッジのため少数の猫を預かり飼育する形をとっている。それなのに10頭以上の第二種動物取扱業に限定するのはいかがなものかと思う。(委員)
- ・助成金対象の民間シェルターについて、9頭以下で個人施設もいると思うが、性善説に則って助成金が出る形になるのか。保護猫と称して、適切とはいいがたい環境で飼っている人も少なくないと思う。(委員)
- ・助成金の対象として、猫の鳴き声やにおい等で周辺に迷惑をかけているところは当然助成対象外となるが、どのレベルで担保するのか想定できていないので、意見をいただきたい。(事務局)
- ・助成金対象に対し多くの委員から疑問の声が上がるのは、保護猫の定義があいまいなところだと感じている。(事務局)
- ・本助成金が5年前の作業部会で否定されているのは、ペットとして飼われている猫や市外で保護した猫との線引きが実質不可能であることも一因だと思っている。保護している猫を譲渡対象と言いながら、そのまま終生飼い続ける人もいるし、意図的にそれをすることも可能であるため、この制度には不安がある。(委員)
- ・飼い猫を一時的に助成金対象の民間シェルターに預け、その飼い猫を書類上里親に譲渡したことにして、元の飼い主に返すことが出来る。そうすると飼い猫でも助成金を受け取ることが出来るリスクがあり、この助成金の目的からかけ離れてしまう。(委員)

- ・保護活動をしている人は譲渡金ということで、その動物にかかった医療費の実費を里親に負担していただく方も多い。これは、飼い主としての責任を自覚してもらい、終生飼養・適正飼養の意識を持ってもらう上で非常に重要であるが、本助成金を活用すると二重取りになってしまう。(委員)
- ・譲渡会等で本助成金を活用した猫は譲渡金0円で、活用していない猫は譲渡金がかかってくるということになってしまう。こうなると譲渡金0円が里親希望の理由ということになりかねず、より安値を求める生体販売の買い方に近くなってしまう。(委員)
- ・譲渡会において猫の譲渡金に差をつけないよう、一律で任意の寄付をもらうことにしてしまうと、本助成金活用猫に対する寄付金は丸儲けということになってしまう。自分たちは年間100頭ほど譲渡しているが、そうなると1頭あたり1万5,000円の寄付に設定すると年間150万円の利益になる。譲渡活動がこの利益を得る目的になってしまういかねない。(委員)
- ・本助成金を活用した場合、譲渡に際しての寄付が丸儲けになってしまうという発想はなかった。委員発言のとおり懸念事項である。(事務局)
- ・譲渡金を里親に負担してもらうのは、経済条件も必要であることを里親に示す意味があるため、譲渡金の徴収は必ず必要である。そのため、自分はワクチン代や手術代では困っていない。ボランティア支援をすることで予算を組んだと言っていたが、保護して里親募集をしている人の声をもっと広く聴いてもらいたい。フードや猫砂、治療費など違う方面がよい。(委員)
- ・ボランティア支援の観点で本助成金は助かる一面もあるが、そこが大事ではなく、不幸な命の蛇口を閉める活動である入口対策のTNRへの支援を手厚くしてほしい。特にTNRの啓発に余力をつぎ込んでほしいと思う。(委員)
- ・今は法律に基づき動物愛護センターが設置されていて、愛護と同時に管理の部分も持っている。収容動物は譲渡に努めるものの、どうしてもなければ処分せざるを得ない。その中で、行政が本助成金を交付して民間シェルターで猫を一生飼ってくれるということで、民間シェルターに猫を持っていったら解決ではないかという形になれば、それは国の方針からも外れるし、非難の対象にもなりうる。とてもリスクな部分があると思う。(委員)
- ・TNRを継続することで入口対策を強化しなければ、保護しなければならない猫は増え続けるので、本助成金の予算はどんどん増えていく一方である。そのため、TNRによる繁殖制限が不十分なこの段階で、本助成金はかなり時期尚早であると思う。(複数の委員)
- ・本助成金の予算想定では1匹25000円とのことだが、TNRは手術費用で何十匹もの子猫が生まれるのを防ぐことを考えると、コストパフォーマンスが非常に悪いと思

う。(委員)

地域活動支援助成

- ・新規事業案のうち適正飼養に係る地域活動支援助成として10万円。動物愛護推進員を講師とし、地域が主体的となって適正飼養等の学習会を開催する際の会場費などの費用を助成するものを想定している。(事務局)
- ・写真展を対象としてほしい。(委員)

マイクロチップ埋込等費用助成金

- ・新規事業案のうちマイクロチップ埋込等費用助成金として、400万円。マイクロチップは災害時等の返還率向上や所有者責任の意識向上が期待されており、法改正によってマイクロチップの登録等が義務化されている。市民が飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着する場合にその費用を一部助成し、マイクロチップの普及啓発を行うことを想定している。(事務局)

阪神バスラッピング広告委託料

- ・新規事業案のうち阪神バスラッピング広告委託料として220万円。尼崎市内を走っている阪神バス1台1年で110万円でラッピングを行い、TNRや適正飼養の啓発を行うことを想定している。(事務局)
- ・TNRは進んできていいるため、野良猫不妊手術助成金の予算が今後減っていくことは予想される。しかし、例えば20匹いる猫のうち18匹程まではある程度捕まえることが出来るが、残りの2匹を捕まえることは最初の捕獲と比べるととても難易度が上がり、マンパワーも労力も想像つかないほど必要である。そのため、野外での繁殖を制限し続けるために今後もTNRを普及啓発し、TNRに関わる人の裾野を広げていくことが大切だと思う。そういった状況の中で、阪神バスラッピング委託料はTNRの普及啓発に対し魅力的であると思う。(委員)
- ・阪神バスラッピング広告委託料について、動物愛護基金に寄付した人がこれをどう思うか疑問に思う。(委員)
- ・地域の方でTNRを知らない人がとても多い。地域の方は高齢の方も多いが、そういった方はバスを利用することが多いので、ぜひ阪神バスラッピング委託をやってほしい。(委員)
- ・阪神バスのラッピング料は、他の会社の広告と比べて安いと思う。(委員)

猫パルボウイルス等検査委託料

- ・新規事業案のうち猫パルボウイルス等検査委託料として70万円。猫の致死性の高い病気があり、現在も検査等を行っているが、より精度の高い検査を委託することで、団体や個人の譲渡先での感染症の蔓延防止を期待している。(事務局)

説明会出席者にあま咲きコイン配布

- ・新規事業案のうち説明会出席者にあま咲きコイン配布として5万円。野良猫不妊手術助成金交付説明会の来所者に配布し、説明会への参加者数増加を促進させることで普及啓発が推進することを期待している。(事務局)

市報あまがさき広告費

- ・新規事業のうち市報あまがさき広告費として200万円。これまでも市報内に記事を掲載しているが、スペースが狭いため、A3サイズ二つ折りの折り込み広告において、TNRや適正飼養を啓発することを想定している。(事務局)

ペット防災手帳作成費用

- ・新規事業のうちペット防災手帳作成費用として250万円。内容としては、災害に備え事前準備が必要なものを記載したり、ペットの写真を添付したり、しつけや避難所における飼い主の互助会の運営等の必要性を記載することで、災害への備えを考えるきっかけとなることを期待している。(事務局)
- ・ペット防災手帳は1冊250円で想定しているが、大量に作れば単価が下がると思うので、実際はもう少し安い値段であると思われる。(事務局)
- ・ペット防災手帳にペットの同行避難が可能な避難所も記載してほしい。(委員)
- ・尼崎においては同行避難が原則とされており、同行避難について市ホームページに避難所リストが掲載されていたと思うが、多くの人が見たことがないと思う。そういったことも踏まえ、ペット防災手帳を事前準備等について考えるきっかけにして、啓発を行いたい。(事務局)
- ・学習プラザにおいて、社協が参加しペットの防災避難訓練を実施したことがあるが、こういった取り組みと連携、活用をしてもらうともっとわかりやすいと思う。地域でノウハウを持っていなければいけない。(委員)

野良猫不妊手術搬送助成金

- ・拡充事業のうち野良猫不妊手術搬送助成金として150万円。TNR活動には捕獲時や事前の調査時にガソリン代などの交通費が必要であるが、この負担が大きいため、ボランティアの支援として助成対象を既存の団体枠に加え、個人枠へ拡大することを想定している。(事務局)

譲渡会開催支援助成金

- ・拡充事業のうち譲渡会開催支援助成金として100万円。現在の助成対象は市内団体の市内開催分のみであるが、助成対象を市内団体の市外開催分にも拡大することで譲渡の機会の向上を図り、譲渡活動を行うボランティアの支援を想定している。(事務局)
- ・助成の上限額を決めておくべきだと思う。(委員)
- ・助成の上限額は現在3万円であるが、来年から6万円とすることを想定している。(事務局)

務局)

- ・助成の上限額が6万円というのはいくつか。3万円のままでよいのではないか。(委員)
- ・自分たちは譲渡会を市内で開催しているが、その費用は3万円以上である。譲渡会はただたくさん猫が譲渡されればよいというのではなく、適正飼養、TNR、防災などの啓発も兼ねているため、なるべく多くの方に来場してもらいたいと思っており、実際4時間で300人ほど来てもらっている。小さい会場ではそれだけ入りきらないので、助成の上限額が6万円というのはいくつか、全然高くないと思う。(委員)

野良猫不妊手術助成金

- ・野良猫不妊手術費用助成金として456万円を計上している。(事務局)
- ・予算額が前年から半減しているが、最近ではTNRの手術代も上昇傾向であるため、ゆとりがないと困る。過去は助成金に限度があり、助成金の取り合いをしていた時代があったが、そうならないようにしたい。(委員)
- ・1匹のTNRは目立たず地味であるが、ものすごく大切であると思う。(委員)
- ・TNRを実施した猫にもマイクロチップを入れる制度にしてほしい。バスラッピング広告代をこちらに充ててほしい。登録者は地域にしたらいいと思う。(委員)
- ・マイクロチップに所有者の名前も住所も入れないのはおかしい。(委員)
- ・国が進めているマイクロチップの制度は、所有者明示の手段であるため、装着は飼い猫が対象であると認識している。(事務局)
- ・マイクロチップに登録されているのは所有者であり、その人に所有者責任がかかるため、野良猫不妊手術助成金を活用した猫に適用するのは難しい。(委員)

その他既存事業

- ・団体譲渡動物健康管理支援助成金として150万円、多頭飼育動物不妊手術助成金として110万円、収容動物不妊手術委託料で30万円、収容犬トリミング委託料で6万円、収容動物用薬資材等購入費用で140万円、学校飼育動物飼料購入費用で10万円を計上している。また、前年までは看板、マナーグッズ、パンフレット、ティッシュなど項目を分けて予算計上していたものを、動物の適正飼養等啓発グッズ作成費用として集約し、30万円を計上している。(事務局)

本協議会を踏まえて

- ・令和6年度動物愛護基金活用予算(案)について、特に保護猫健康管理支援助成金に関しては特に慎重な意見が多く、今回の協議会のみでは議論が不十分であると感じている。野良猫不妊手術助成金制度に関してももう少し増額して方がいいのではとの意見もあったため、内容や金額面をあわせて再度内部で検討し、令和6年度予算要求までに再度協議の場を設けたいと思う。(事務局)

(その他)

- ・協議会の資料が届いたのが、開催の3日前で検討の時間が短すぎる。(委員)
- ・資料配布が遅れた件について、申し訳ないと思っている。次回以降は1週間前には届くようにする。(事務局)

以 上